

平成 2 6 年 度

公 營 企 業 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計)

2 監査基準日・監査の範囲

平成26年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

公営企業部 業務課・水道課 平成27年1月20日 午後1時30分から
" 業務課・下水道課 平成27年1月20日 午後3時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成25年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【業務課・水道課】

1 過去3年間の上水道、簡易水道の給水原価及び使用料単価の推移とその対応について

2 水道使用料の滞納対策及び漏水対策の状況について

3 温泉使用料の滞納対策の状況について

【業務課・下水道課】

1 過去3年間の汚水処理原価及び使用料単価の推移とその対応について

2 下水道使用料及び受益者負担金の滞納対策状況について

3 下水道事業における普及率と水洗化率の状況について

5-① 「委託契約(一般委託)(予定)調書」

5-② 「委託契約(工事関連委託)(予定)調書」

6 「負担金補助及び交付金支出(予定)状況調書」

- 7 「工事請負実施（予定）調書」
- 8 「公有財産購入に関する調書」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 16 「郵便切手受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成26年11月30日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査における指摘・要望事項を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

業務課 水道課	事務 事業	①上水道使用料について、給水原価と給水料金の格差是正に努めるとともに、滞納額の縮減等に努められたい。 また、簡易水道使用料についても事業内容を精査し、上水道使用料との公平性を考慮する中で、改定に向けて検討をされたい。
業務課 下水道課	事務 事業	①下水道使用料について、今後の動向を見極めながら適正な料金改定に向けて協議をされたい。

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成25年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【業務課・水道課】

《指摘要望事項①》

賃貸借に関する調書の中で、1名の者が契約書ではなく覚書のものがあったので、しっかりとした契約を結ぶこと。また、個人との契約期間が自動継続になっているが、契約者が死亡した時など、トラブルにつながる可能性があり、好ましくない状況になっているので、契約期間の見直しについても検討すること。

《対応措置の内容》

契約書がなく、覚書によるものについては、現在協議中となっている。

また、自動継続の契約については、見直しについて検討中。

《指摘要望事項②》

簡水の滞納整理については、農排水の滞納整理と同時に行い、未納金徴収の効率化を図る中で、滞納額の縮減に努めること。また、悪質な滞納者については、停水処分等についても検討すること。

《対応措置の内容》

簡易水道使用料の滞納対策としては、納入通知書及び催告書を郵送した。

給水停止処分については、10期分未納がある2件について、給水停止の予告をし、再度納入を促す。

簡易水道と農業集落排水、両方の滞納がある場合については、3件あるので、同様にする。

《指摘要望事項③》

○支出伝票他について

①支出伝票に起票者名の記載がないものがあったので、注意をすること。

②請求書に検収印のないものがあったので、注意をすること

③起案用紙に決裁日のないものがあったので、注意をすること

《対応措置の内容》

＜上水道＞

①については、該当なし

②・③については、職員に周知徹底し、伝票起票の際には、業務課総務担当にて、最終確認を行います。

＜簡易水道＞

職員に周知徹底し、伝票起票の際には、業務課総務担当にて、最終確認を行います。

【業務課・下水道課】

《指摘要望事項①》

下水道受益者負担金については、収納率向上に向けて引き続き滞納額縮減への対策を講じるとともに、納付に理解が得られるよう、なお一層の取り組みに努められたい。

《対応措置の内容》

滞納徴収については引き続き粘り強い交渉を行いながら、経済的に納入が難しい未納者には分納誓約をいただき、計画的な納入ができるよう指導を行うなど、1円でも多い徴収に心がけます。

また、職員においても制度への知識と理解を深め、様々な質問へのわかり易い説明が行えるように更に努めてまいります。

《指摘要望事項②》

下水道事業の地方公営企業法適用に向けた取り組みについて、現実の会計の状態が明確になるような仕組みづくりに努められたい。

《対応措置の内容》

平成28年度からの公営企業法適用に向け、鋭意準備を進めております。

現在は資産調査と会計システムの構築を行っている最中です。

下水道事業については、ほとんどの事業体において極端な資金不足での運営を行っており、まずはこの実態を明らかにすることから経営改善が始まります。

当面は赤字運営になるかと思いますが、順次経営改善に努めてまいります。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

【業務課・水道課】

《指定事項①》

過去3年間の上水道、簡易水道の給水原価及び使用料単価の推移とその対応について

《現状及び今後の方針》

<上水道>

給水原価の過去3年の推移は、次のとおりとなっている。

- 平成23年度：170.7円
- 平成24年度：171.2円
- 平成25年度：181.1円

給水原価については、年々増加傾向にある。主な原因としては、近年、境川地区と御坂地区に建設した浄配水場の維持管理経費や減価償却費の増加や人口減少に伴う有収水量の減少が挙げられる。

現行の使用料金については次のとおりとなっている。(税抜)

○基本料金(2月につき)

20立方メートル 1,800円

○超過料金(2月につき)

21立方メートルから50立方メートル 110円(1立方メートルにつき)

51立方メートルから100立方メートル 130円(1立方メートルにつき)

101立方メートルから 150円(1立方メートルにつき)

○メーター使用料(2月につき)

13ミリメートル 110円

20ミリメートル 220円

25ミリメートル 300円

30ミリメートル 500円

40ミリメートル 1,000円

50ミリメートル 2,000円

75ミリメートル 3,000円

この料金体系については、平成21年度に、それまでの旧町村単位での料金を統一した時から、変わっていない。

今後、給水原価については、新浄配水場の建設に伴い、古い施設の廃止を検討するなど、経費の節減に努める。

料金については、統一後既に5年以上経過しており、事業運営経費を精査した上で、適正な料金体系になるよう検討する。

<簡易水道>

給水原価の過去3年の推移は、次のとおりとなっている。

- 平成23年度：316.57円
- 平成24年度：195.83円
- 平成25年度：136.06円

給水原価については、年々減少傾向にあるが、工事請負費や施設(管含む)の修繕があると、全体の事業費が少ないため、給水原価への反映が大きくなる。

現行の使用料金については次のとおりとなっている。(税抜)

○基本料金 (2月につき)

60 立方メートル 1,000 円

○超過料金 (2月につき)

61 立方メートルから 140 立方メートル 30 円 (1 立方メートルにつき)

141 立方メートルから 200 立方メートル 50 円 (1 立方メートルにつき)

201 立方メートルから 80 円 (1 立方メートルにつき)

○メーター使用料 (2月につき)

13 ミリメートル 110 円

20 ミリメートル 220 円

25 ミリメートル 300 円

30 ミリメートル 500 円

40 ミリメートル 1,000 円

50 ミリメートル 2,000 円

75 ミリメートル 3,000 円

この料金体系については、平成 18 年度に笛吹市と旧芦川村が合併した時から、変わっていない。

現在、簡易水道事業は、収入の 6 割を一般会計からの繰入金によって運営されている状況を踏まえ、運営内容を精査し、料金改定の検討を行っていく。

また、料金体系についても、上水道事業会計と違うため、整合を図っていく。

《指定事項②》

水道使用料の滞納対策及び漏水対策の状況について

《現状及び今後の方針》

水道料金の滞納対策としては、督促状及び催告書を送付し、その後 3 期以上の未納者には業務課料金担当と臨時職員 1 名が臨戸訪問をして徴収しています。長引く景気低迷により、全額納入者は少なく、分納誓約による納付となっています。臨戸訪問による徴収に応じない者に対しては、給水停止予告書を送付し、毎週火曜日に給水停止処分を行っています。また、分納不履行者に対しては、分納誓約締結時に「不履行の場合は予告なく停水する」と伝えてあるため、即時に給水停止処分を行っています。

《指定事項③》

温泉使用料の滞納対策の状況について

《現状及び今後の方針》

温泉使用料滞納対策としては、通知書及び催告書を送付するとともに、3 期以上の未納者には業務課料金担当 1 名と臨時職員 1 名が臨戸訪問を行い、徴収しています。

長引く景気低迷により、全額納付者は少なく、分納誓約による納付となっています。

【業務課・下水道課】

《指定事項①》

過去3年間の汚水処理原価及び使用料単価の推移とその対応について

《現状及び今後の方針》

前回平成23年度の料金改定においては旧町村ごとにばらばらであった使用料の統一が目的であり、経営上の料金改定ではなかった。そのため、3年後には値上げを検討することで上下水道審議会において提案してあった。

平成26年度がその年に当たるが、前年度より上下水道審議会において数度の検討を行った結果、社会経済情勢と消費税増税を勘案し使用料改定は3年先に見送ることが妥当と答申がなされた。

しかし、下水道使用料が汚水処理原価に対し安価であることは明白であるので、以降も使用料改定については引き続き検証と検討を行っていく。また、下水道事業を公営企業法適用化させ、企業会計による経営を行うことにより、使用料のより適正な金額を算出することを目指す。

以下は過去3年間の汚水処理原価と使用料単価である。

平成23年度	汚水処理原価	236.5円	使用料単価	115.1円
平成24年度	汚水処理原価	237.5円	使用料単価	114.6円
平成25年度	汚水処理原価	224.5円	使用料単価	115.2円

《指定事項②》

下水道使用料及び受益者負担金の滞納対策状況について

《現状及び今後の方針》

【使用料】

上下水道使用料の分納不履行者に対し、毎週月曜日、滞納者に対し毎週火曜日に停水処分を行っている。

下水道のみの使用料滞納者に対しては、財産の差押さえ（強制徴収）を行った。

【受益者負担金】

平成23年10月より受益者負担金専門の徴収員を2名雇用し、滞納者宅の個別訪問による督促を開始した。

徴収員が定期的に滞納者宅を訪問することにより、相当額の滞納金が徴収され、大幅な滞納額の縮減ができた。

現在、経済的に困窮している世帯の分納徴収がメインとなってきており、計画的に徴収することにより、1円でも多い収納を目指し無為に時効を迎えてしまわないように努めている。

《指定事項③》

下水道事業における普及率と水洗化率の状況について
《現状及び今後の方針》

笛吹市は、普及率60.6%、水洗化率86.9%です

旧町村別	普及率 (%)	水洗化率 (%)	未接続数 (人)
石和町	53.3	74.0	3,944
御坂町	38.9	99.3	33
一宮町	50.6	92.9	388
八代町	84.7	88.2	846
境川町	92.9	93.0	299
春日居町	87.2	97.8	141

(平成26年11月末日現在)

※普及率：処理区域人口÷行政人口×100

※水洗化率：水洗化人口÷処理区域内人口×100